

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目次

告 示

- 告示第84号 指定公金事務取扱者の指定の取消し
.....（介護保険課）…2
- 告示第85号 公金事務の委託.....（介護保険課）…2
- 告示第86号 建築基準法第42条第2項の規定による道の指定
の変更.....（建築指導課）…2
- 告示第87号 特別展の入館料.....（博物館管理課）…2

公 告

- 公告第57号 宇治蛇塚ほか配水管改良工事に係る条件付一般競
争入札.....（契約課）…2
- 公告第58号 宇治農業振興地域整備計画の変更案の縦覧
.....（農林茶業課）…4
- 公告第59号 都市公園の区域の変更.....（公園緑地課）…5
- 公告第60号 都市公園の設置.....（公園緑地課）…5

教 育 委 員 会

- 訓令甲第5号 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担
教職員の服務に関する規程及び宇治市立の小学校及び中学校の副
校長の専決等に関する規程の一部を改正する規程.....5
- 告示第10号 教育委員会の招集.....6

農 業 委 員 会

- 公告第7号 農業委員会定例総会の招集.....6

公 営 企 業

- 公告第20号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定.....6
- 公告第21号 宇治市排水設備指定工事事業者の指定.....6

正 誤

- 2026年（令和8年）7月10日付け宇治市公報第2581号
.....6

告 示

宇治市告示第84号

指定公金事務取扱者の指定の取消しについて

地方自治法（昭和22年法律第67条）第243条の2の3第1項の規定により、指定公金事務取扱者の指定を取り消したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年8月7日

宇治市長 松村 淳子

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
- 株式会社NTTドコモ
- 東京都千代田区永田町2丁目11番1
- 2 委託事務
- 国民健康保険料の徴収、介護保険料の収納、保育料の収納及び公立保育所給食費の収納
- 3 指定取消日
- 令和8年7月1日

宇治市告示第85号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67条）第243条の2第1項の規定により、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年8月7日

宇治市長 松村 淳子

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
- 株式会社NTTドコモ・フィナンシャルグループ
- 東京都千代田区永田町2丁目11番1
- 2 委託事務
- 国民健康保険料の徴収、介護保険料の収納、保育料の収納及び公立保育所給食費の収納
- 3 指定日
- 令和8年7月1日
- 4 委託日
- 令和8年7月1日
- 5 委託期間
- 令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

宇治市告示第86号

建築基準法第42条第2項の規定による道の指定の変更について

建築基準法第42条第2項の規定による道の指定（平成8年宇治市告示第66号）の一部を変更し、次の道路について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による指定を廃止したので告示します。

その関係図書は、宇治市都市整備部建築指導課に備え、縦覧に供します。

令和8年8月7日

宇治市長 松村 淳子

変更年月日 令和8年7月10日

変更に係る道路の位置 宇治市伊勢田町ウトロ51番30、51番45の各一部、中荒60番の一部

変更に係る道路の延長 59.56メートル

変更に係る道路の幅員 4.00メートル

宇治市告示第87号

特別展の入館料について

宇治市歴史資料館条例（昭和59年宇治市条例第32号）第6条の規定により、令和8年9月12日から同年11月29日まで宇治市歴史資料館で開催する特別展「宇治川をめぐる」の入館料を、次のとおり定めます。

令和8年8月7日

宇治市長 松村 淳子

1人につき300円（20人以上の団体の場合は、240円）。ただし、小学校就学の始期に達するまでの者、小学校、中学校若しくはこれらに準ずるもの（以下「小学校等」という。）に在学する者、幼稚園、保育所若しくはこれらに準ずるもの又は小学校等の行事として入館する場合における当該行事の引率者並びに70歳以上の市民及びその介護者については、無料とします。また、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、特定医療費（指定難病）受給者証のいずれかを所持する市民とその介護者は無料とし、市民以外とその介護者は150円とします。

公 告

宇治市公告第57号

宇治蛇塚ほか配水管改良工事に係る条件付一般競争入札について

宇治蛇塚ほか配水管改良工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

なお、本工事は、「週休2日制工事」として、月単位の週休2日に取り組む工事です。

令和8年7月24日

宇治市長 松村 淳子

- 1 入札に付する事項
- (1) 工 事 名 宇治蛇塚ほか配水管改良工事
- (2) 工事場所 宇治蛇塚地内ほか
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。
- | | | |
|-------------|---------|----------------|
| D I P - G X | φ 1 0 0 | L = 4 5, 1 m |
| D I P - G X | φ 7 5 | L = 4 6 6, 6 m |
| D I P - K | φ 2 0 0 | L = 0, 5 m |
| D I P - K | φ 1 0 0 | L = 4, 1 m |
| D I P - K | φ 7 5 | L = 1, 0 m |
| V L P | φ 7 5 | L = 1, 9 m |
| H I V P | φ 5 0 | L = 8, 1 m |
| 弁栓類 | | N = 1 8 基 |
| 配水管撤去工 | | L = 7 1 8, 8 m |
| 給水管引込替 | | N = 7 0 箇所 |
- (4) 工 種 水道施設工事
- (5) 工事期間 契約日から令和9年3月15日まで 187日間
- (6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4 (2) ③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を水道施設工事業について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の2第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における水道施設の総合評定値（P）が700点以上であること。
- なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。
- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
- (9) 以下の全ての条件を満たす主任技術者資格又は監理技術者資格を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
 - ③ 営業所技術者の場合は、建設業法第26条の5に定める要件を満たしていること。
- (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ② 営業所技術者以外の者であること。
- (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。
- (2) 資格確認資料として添付する書類
- 資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定技術者調書
 - ② 配置予定現場代理人調書
- （配置予定技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

- (3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

- (1) 確認申請書及び関係書類の配布
- ① 入手方法
- ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
 - ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・

市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和8年7月24日 午前9時から

令和8年7月30日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和8年7月24日 午前9時から

令和8年7月30日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

- ① 審査結果は、令和8年8月18日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

(4) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和8年7月24日 午前9時から

令和8年9月2日 午後2時まで

6 設計図書に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和8年7月24日 午前9時から

令和8年8月19日 正午まで

- (4) 回答
- 回答については、令和8年8月25日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。
- 7 入札期間及び開札の日時
- (1) 入札期間
- 令和8年9月1日 午前9時から午後6時まで
- 令和8年9月2日 午前9時から午後2時まで
- (2) 開札日時
- 令和8年9月3日 午前9時00分
- 8 入札書の提出方法
- (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。
- (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。
- なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。
- 9 入札方法等
- 宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。
- 10 入札の無効
- 次の入札は、無効とする。
- (1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。
- なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。
- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。
- 11 予定価格
- 本件の予定価格は、80,333,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。
- 12 最低制限価格
- 本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。
- なお、最低基準価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。
- 13 落札者の決定
- 宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。
- 14 入札保証金
- 入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。
- 15 契約
- 本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。
- 16 契約保証金
- 宇治市工事等競争入札心得による。
- 17 支払条件
- (1) 前払金
- 前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて計算した金額とする。
- (2) 部分払
- 部分払は、行わない。
- 18 閲覧
- 宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電

子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
- (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
- (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。
- なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第58号

宇治農業振興地域整備計画の変更案の縦覧について

宇治農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次のとおり縦覧に供します。

なお、宇治市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、これを申し出ることができます。

令和8年7月29日

宇治市長 松村 淳子

1 縦覧期間

令和8年7月29日から同年8月12日まで

2 縦覧場所

宇治市宇治琵琶33番地

宇治市産業観光部農林茶業課

3 意見書の提出先等

(1) 提出先

宇治市産業観光部農林茶業課

郵便番号 611-8501

所在地 宇治市宇治琵琶33番地

(2) 提出方法

郵送又は持参によることとし、ファックス、メール及び電話での意見は受け付けられません。

(3) 提出期限

令和8年8月12日

ただし、郵送の場合は令和8年8月12日以前の消印があるものとします。

(4) 提出に当たっての注意事項

ア 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見以外は提出できません。

イ 意見書には、個人の場合にあつては、住所、氏名及び職業を、法人の場合にあつては、法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載してください。

ウ 意見書は、日本語により記載されたものに限りします。

（５）意見書の処理方法

意見書に対する個別の回答は行わず、変更後の宇治農業振興地域整備計画を公告する際に、意見の要旨及びその処理結果を併せて公告します。

４ 異議の申出先等

（１）申出先

宇治市産業観光部農林茶業課

（２）申出方法

郵送又は持参によることとし、ファックス、メール及び電話での意見は受け付けられません。

（３）申出期限

令和８年８月２７日

ただし、郵送の場合は令和８年８月２７日以前の消印があるものとします。

（４）申出に当たっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行ってください。

この場合、異議申出人が法人その他社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には次の事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載してください。

ア 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

イ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案

ウ 異議申出人が、農用地利用計画の変更案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所

エ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案の縦覧があったことを知った日

オ 異議申出の趣旨及び理由

カ 異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容

キ 異議申出の年月日

（揭示済）

宇治市公告第５９号

都市公園の区域の変更について

次の公園について、都市公園の区域を変更するので、公告します。

なお、その関係図面は、宇治市都市整備部公園緑地課において、一般の縦覧に供します。

令和８年８月７日

宇治市長 松村 淳子

名称	変更する部分の位置	変更の年月日
宇治市植物公園	広野町八軒屋谷２７番の一部	令和８年８月７日

宇治市公告第６０号

都市公園の設置について

次の公園について、都市公園として供用を開始するので、都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第２条の２の規定により公告します。

なお、その関係図面は、宇治市都市整備部公園緑地課において、一般の縦覧に供します。

令和８年８月７日

宇治市長 松村 淳子

名称	位置	供用開始日
一番割第２遊園	五ヶ庄一番割５３番１５	令和８年８月 ７日
	五ヶ庄一番割５６番３	
	五ヶ庄一番割５６番１２	
広岡谷児童遊園	五ヶ庄広岡谷２番４５９	
芝ノ東第２児童遊園	五ヶ庄芝ノ東２０番６７	
折坂児童遊園	五ヶ庄折坂２１番８３	
広野丸山児童遊園	広野町丸山１番３	令和８年８月 ７日
桐生谷遊園	広野町桐生谷１０番７	
	広野町桐生谷１３番７	
小根尾第２児童遊園	広野町小根尾１２２番３	令和８年８月 ７日
	広野町小根尾１２２番５	
	広野町小根尾１２４番１５	

教育委員会

宇治市教育委員会教育長訓令甲第５号

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程及び宇治市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和８年６月３０日

宇治市教育委員会

教育長 木上 晴之

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程及び宇治市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程の一部を改正する規程

（宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正）

第１条 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成２年宇治市教育委員会教育長訓令甲第１号）の一部を次のように改正する。

第８条中「、参考人等」を「、参考人、被害者参加人等」に、「の呼出しに応じる」を「へ出頭する」に改める。

別表第２項第５号中「、参考人等として官公署の呼出しに応じる」を「、参考人、被害者参加人等として官公署へ出頭する」に、「から法令」を「へ法令」に、「、参考人等として呼出しに応じる」を「、参考人、被害者参加人等として出頭する」に、「参考人とは、犯罪捜査のため、捜査機関により取り調べられる者のうち被害者以外の者をいう。」を「参考人とは、行政不服審査法等という参加人である。被害者参加人とは、刑事訴訟法という被害者参加人である。」に改める。

（宇治市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程の一部改正）

第２条 宇治市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程（平成２４年宇治市教育委員会教育長訓令甲第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第６号中「、参考人等」を「、参考人、被害者参加人等

」に、「の呼出しに応じる」を「へ出頭する」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市教育委員会告示第10号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和8年7月24日

宇治市教育委員会

教育長 木上 晴之

開会日時 令和8年7月27日 午後7時00分

開会場所 宇治市役所602会議室

- 付議事項
- 1 会議録署名委員の指名について
 - 2 報告
 - 3 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程及び宇治市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程の一部を改正する規程の報告について

(揭示済)

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第7号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第2回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和8年7月23日

宇治市農業委員会

会長 中林 和夫

開会日時 令和8年8月5日 13時30分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

- 付議事項
- 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
 - 2 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - 3 非農地証明願の承認について
 - 4 専決事項の報告
 - 5 その他

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第20号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和8年7月15日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和8年8月7日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第554号 株式会社吉田住建

宇治市上下水道事業公告第21号

宇治市排水設備指定工事事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事事業者を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和8年8月7日

宇治市長 松村 淳子

指 定 番 号	指 定 工 事 業 者 名
第 4 0 8 号	株式会社吉田住建

正 誤

2026年（令和8年）7月10日付け宇治市公報第2581号中

ページ	欄	行	誤	正
16	左	下から11行目	令和8年4月1日	公布の日